

2017/10/22

J-PETS定例総会

私の考えるアニマルウェルフェア

アニマルウェルフェアとは何か

日本と西洋の自然観・動物観の違いを踏まえた個人的考察

資料(抄録用抜粋版)

則久雅司

環境省自然環境局動物愛護管理室

プロフィール(略歴)

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室長(平成27年7月～)

動物愛護管理室

室員11名(職員7名(うち獣医師3名)、非常勤職員4名(うち動物看護師2名))

平成4年環境庁入庁(自然保護系技官)

現地のレンジャー勤務:大山隠岐国立公園、足摺宇和海国立公園

本省での業務:自然公園法改正、生物多様性戦略、自然再生、外来生物法制定

平成20年7月～平成23年7月 釧路自然環境事務所統括自然保護企画官

シカ管理、ヒグマ管理、シマフクロウ、タンチョウ、ケイマフリ等の保護

野鳥での鳥インフルエンザ対策、知床世界遺産、釧路湿原自然再生事業

平成23年7月～27年3月 鹿児島県自然保護課長

マングース駆除、ヤクシカの管理、ナベヅル等野鳥の鳥インフルエンザ対策、

ウミガメ保護、屋久島世界自然遺産、奄美群島の世界遺産登録、甕島国定公園

「動物愛護」はなんと英訳するのか？

法律名 「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成11年(2006年)～)
Act on **welfare** and management **animals**

法律での記載

「動物を愛護する気風を招来」 engender a spirit for **animal welfare**

「動物愛護週間」 A **Be kind to Animal** week

「動物の愛護と管理」の英訳(旧訳)(環境省英文パンフレット(旧版))
Humane Treatment and Management **of Animals**

「動物愛護管理室」の英訳(旧訳)(環境省英文パンフレット(旧版))
Office of **Animal Companionship**

「動物愛護管理室」の英訳(現訳)(最新の各種英文パンフレット)
Animal Welfare and Management Office

日本の「動物愛護」に相当する英語(概念)はない。“AIGO”と書く専門家も。
動物愛護と Animal Welfare は異なる概念。「名は体を表す」になっていない。

動物愛護管理法の歴史と特徴

我が国における動物愛護管理施策の歴史

□ 殺生禁断の詔勅(675(天武4)年)

白村江敗戦(663年)・律令の整備
仏教の保護と神道の振興

□ 放生の詔勅(676(天武5)年)

「牛馬犬猿鶏の穴を食うことなかれ。もし犯す者あらば罰せむ」、「諸国にして生き物を放つ」
仏教の教えの慈悲の心、農耕の労働力となる牛馬を確保するため、牛馬等の肉食制限
675年～910年の間に、期間を規定した放生と殺生禁止の詔勅が78回。(六国史)
以降、明治時代まで表向きは獣肉食の禁忌

牛馬の保護

□ 鎌倉幕府の武家(弘長)新制(1261(弘長元)年)

「草木国土悉皆成仏」

六斎日(陰暦の8, 14, 15, 23, 29, 30日)ならびに二季彼岸の殺生禁止(魚類、禽獣の殺生禁止)

「日葡辞書」(1603イエズ会)に、「**里犬**」(=村里に養われている犬)掲載

日本の犬は無主の犬

□ 徳川家康(秀忠)の牛屠殺禁止令(1612(慶長元)年)

「料理物語」(1643(寛永20)年) 鹿、狸、猪、兎、川獺、熊、犬等の調理法

牛馬以外
は食べて
いた!

□ 徳川綱吉の生類あわれみの令(1685年以降20年余)

捨病人・捨牛馬の禁令、犬保護令、鳥愛護令、飼鳥禁令、食用に魚鳥を飼うことの禁令、
鳶・鳥の巣を取り払う幕法、鷹狩り廃止、鳥殺生禁令等多くの法令からなる。

あらゆる「命」を
尊重する社会へ

幕末、欧米人は、**日本人が動物虐待しない**のを見て驚く。(当時、欧米では動物虐待が問題に)

明治維新(1868年)

欧米的価値観の輸入+自然科学・近代法の導入

我が国における動物愛護管理施策の歴史

(英 1824SPCA、1835動物虐待防止法、仏 1850動物虐待防止法)

- **東京府・畜犬規則(1873(明治6)年)** 人と人以外に二分する近代法体系導入
飼い犬と無主の犬(里犬)を区別(無主の犬は殺処分) 欧米価値観の輸入(犬には飼い主必要)

- **刑法(1880(明治13)年)**
牛馬殺害罪(他人の牛馬)、家畜殺害罪・・・財産保護

ボワソナード(フランス人・お雇い外国人)
仏の動物虐待防止法の移植努力

動物虐待防止会発足 1902(明治35)年
広井辰太郎(牧師) 路上での牛馬虐待を見て

- **警察犯処罰令(1908(明治41)年)**
公衆の目に触れるべき場所における牛馬その他の動物の虐待の防止
保護法益は、虐待を見ることによって害される公衆の感情

日本人道会発足 1915(大正4)年
新渡戸萬里子(横浜の牛馬飲水槽設置等)

- **軽犯罪法(1948(昭和23)年)**
殴打・酷使等による牛馬等の虐待の防止

日本動物愛護協会発足 1948(昭和23)年
日本動物福祉協会発足 1956(昭和31)年

動物保護法案提出の試み失敗(1966年)

全国動物愛護団体協議会1965(昭和40)年
日本獣医師会呼びかけ 全国155団体

動物保護法案提出・廃案(1970年)

英紙報道「日本は動物虐待国」1968年
保健所による犬の捕獲・処分を批判

- **動物の保護及び管理に関する法律制定(1973(昭和48)年)**
動物を愛護する気風の招来(虐待防止) + 動物による人の生命・身体・財産への侵害の防止

動物愛護(保護)管理法の制定と改正経緯

□ 動物の保護及び管理に関する法律制定(1973(昭和48)年)

13条

- ・保護動物の虐待・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発、動物による人への危険の防止
- ・自治体による引取りの義務化
- ・虐待禁止の保護法益は、「動物を愛護する気風という良俗」

理念法、動物管理

動物の法律を考える連絡会(1990(平成2)年)
日本獣医師会、動物愛護協会、動物福祉協会等

□ 動物の愛護及び管理に関する法律に改正(1999(平成11)年)

31条

- ・名称と法目的変更(保護→愛護)、基本原則に「動物は命あるもの」を明記。爬虫類追加。
- ・動物取扱業を届出制

動物管理から動物愛護へ
動物取扱業の規制法

中央省庁再編(総理府→環境省へ移管)(2001(平成13)年)

□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2005(平成17)年)

50条

- ・動物取扱業を登録制、特定動物を許可制、実験動物の配慮(3R)

□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2012(平成24)年)

65条

- ・法目的に「人と動物との共生」を追記。基本原則に動物福祉の「5つの自由」を追加。
- ・動物取扱業の規制強化(犬猫販売業等)、終生飼養、自治体が引き取り拒否可能

犬猫販売業の規制法

動物の愛護及び管理に関する法律の目的(第1条)

動物の愛護

動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて

国民の間に動物を愛護する気風を招来し、

生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する

動物の管理

動物の管理に関する事項を定めて

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、

もって人と動物の共生する社会の実現を図る。

動物愛護管理法の目的と基本原則 (抜粋)

目的 (第1条)

愛護

国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。

管理

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止する。

— もって「人と動物の共生する社会の実現」を図る。

基本原則 (第2条)

動物愛護

命あるものである動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないように人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り適正に取り扱うこと。

動物福祉

取り扱う場合は、適切な給餌及び給水、健康の管理、種類、習性等に応じた環境の確保を行う。

・・・アニマル・ウェルフェア {動物福祉} の5つの自由

動物は、「意識(感覚)のあるもの」(sentient beings、西洋)

所有者等の責務（理念法として）

所有者等の責務（第7条）

※青字下線部分は前回改正で追加

動物の所有者または占有者は・・・努めなければならない

- ↓
- 責任を自覚し、動物の種類・習性に応じた適正飼養を通じて
 - ・動物の健康及び安全の保持
 - ・動物による人の生命、身体等に対する危害防止
 - ・生活環境保全上の支障の防止
 - ・動物の飼養等による人への迷惑の防止

○感染症の予防

○逸走防止

○終生飼養

○繁殖制限

○所有明示の措置

○環境大臣は飼養保管基準を定めることができる

その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、



「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」(平成14年環境省告示) 等

第1種動物取扱業の規制(規制法として)

第1種動物取扱業 (対象:実験動物、産業動物以外のほ乳類、鳥類、爬虫類)

- ◆ 都道府県知事等への登録の義務(販売、保管、貸出し、訓練、展示等の営利事業)
- ◆ 基準遵守義務(施行規則第8条+「第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の細目」)
- ◆ 感染症等予防の努力義務
- ◆ 動物を取り扱えなくなった場合の譲渡し等の努力義務
- ◆ 動物取扱責任者の設置と毎年の研修受講義務

42942件
(H29.4.1現在)

第1種動物取扱業のうち「販売業」

20871件

- ◆ 現物確認、対面販売、情報提供の義務

販売業のうち「犬猫等販売業」

16004件(うち繁殖を行う者 12448件)

- ◆ 犬猫等健康安全計画
- ◆ 獣医師との連携の確保を図ること
- ◆ 終生飼養の確保を図ること
- ◆ 幼齢の犬猫の販売等の制限(本則56日超)・・・親等から引き離して販売して良い日
経過措置 施行後3年間 45日超、3年経過時～別の法律で定める間 49日超
- ◆ 犬猫等の個体に関する帳簿の作成・備え付け・保存
- ◆ 犬猫等販売業者定期報告届出書の提出(毎年5月30日)

動物の虐待禁止と保護法益

「愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待」(法第44条第2項)

積極的(意図的)虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う、行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none">殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使すること など身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む	<ul style="list-style-type: none">健康管理をしないで放置病気を放置世話をしないで放置 など

<保護法益>

(青木人志、「日本の動物法」、2009)

- ◆ 人間社会の決まりである法律に定められた犯罪の保護法益は、当該犯罪が「どのような人間社会の利益を保護しているのか」という観点から、あくまでも「人間と関係づけて」定められるべきもの
- ◆ 保護法益は、(動物そのものではなく、) **「動物を愛護する気風という良俗」**

殺処分ゼロを考える

都道府県等による犬猫の引取り等

【犬猫の引取り】(法第35条)

◆ 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合は、引き取りを行わなければならない。

ただし、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、引取りを拒否することができる。

◆ 都道府県等は、所有者不明の犬猫についても、拾得者等からの引取りの義務あり。

◆ 都道府県等は、殺処分がなくなることを目指して、引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務。

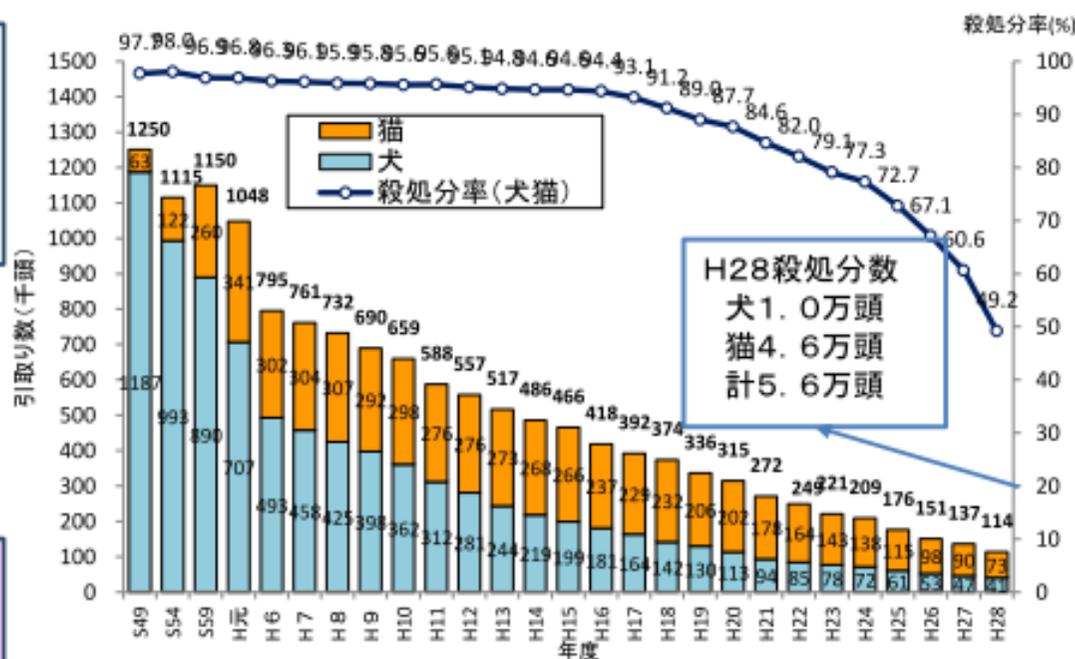
人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト(H25～、環境省)

目的: 殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを旨とする

「殺処分ゼロ」に注目が集まり、自治体等で取組強化

一定の効果はあげたが、様々な課題・弊害の発生についての指摘も多い。

犬猫の引取数と殺処分率の推移



H28殺処分数
犬1.0万頭
猫4.6万頭
計5.6万頭

自治体に引取られる犬猫の動き

全体の引取り数

	11.4万頭
犬	4.1万頭
猫	7.3万頭



所有者からの引取り

	1.6万頭
犬	0.5万頭
猫	1.0万頭



	1.3万頭
犬	1.3万頭
猫	273頭



	5.6万頭
犬	1.0万頭
(うち仔犬が、0.2万頭)	
猫	4.5万頭
(うち仔猫が、3.0万頭)	



	4.4万頭
犬	1.8万頭
猫	2.7万頭

飼育頭数	計1973万頭※
犬	988万頭
猫	985万頭

迷子、逸走、捨て犬・猫、
野良犬・猫や野外での繁殖個体



拾得者等からの引取り等

	9.8万頭 (うち仔犬子猫が5.2万頭)
犬	3.7万頭 (うち仔犬が 0.7万頭)
猫	6.1万頭 (うち子猫が 4.6万頭)

※ 一般社団法人ペットフード協会調べ
平成28年全国犬猫飼育実態調査より
他の数値は、動物愛護管理行政事務提要2017年版より

日本における殺処分数の内訳について

動物愛護管理行政事務提要(平成29年度版)での殺処分数の内訳

平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31 日	引き取り 数	返還数	譲渡数	殺処分数			
				分類①	分類②	分類③	計
犬の処分数	41,175	12,854	17,646	4,174	5,223	917	10,424
幼齢個体(内数)	(6,944)	(48)	(4,450)	(279)	(1,474)	(190)	(1,943)
猫の処分数	72,624	273	26,613	12,161	25,856	7,557	45,574
幼齢個体(内数)	(50,132)	(52)	(16,790)	(5,485)	(18,957)	(5,212)	(29,654)

分類①
譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類②
①以外の殺
処分

分類③
引取り後の
死亡

日本と欧米での殺処分の概況と行政の役割

国名	殺処分数(※)
日本 1.27億人 犬1千万頭	行政(2014) 犬 2.2万頭 猫 8.0万頭 傷病(犬 5百頭、猫9千頭) 狩猟(駆除) ノイヌ・ノネコ 3百頭
イギリス 0.64億人 犬9百万頭	保護施設 犬 1~1.3万頭 (2010) 猫 1.7~2万頭 自治体 野良犬 9千頭 狩猟(駆除) 不明
ドイツ 0.82億人 犬5百万頭	ティアハイム 原則禁止(ゼロ) (安楽殺はあるが未公表) 狩猟(駆除) 不明 ムルライン・ウエストファーレン州 犬77頭 猫1万頭
アメリカ 3.10億人 犬8千万頭	保護施設 犬猫約270万頭 (2012~13) 狩猟(駆除) 不明

※日本以外のデータは、「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014)より

比較に適さない殺処分数

日本:行政による処分数は全国統計あり
欧米:行政統計なし(民間の処分多く不明)

飼えなくなった動物の取扱い

日本:行政(保健所)等で引取り(→返還・譲渡・殺処分)、遺棄(放生)?
欧米:飼い主(動物病院)による安楽殺、民間施設で引取り。野良は有害駆除等

動物収容・譲渡施設の整備運営

日本:自治体施設(動物愛護センター等)、税金で運営
欧米:民間施設(ティアハイム等)、民間資金(寄付金等)で運営

保護・譲渡の主な対象動物

日本:犬猫(野良犬・猫がかなり多い。社会化の観点から譲渡適性が低い。)
欧米:人が飼養していたあらゆる動物(譲渡適性が高い)。野良犬等は対象外。

日本とイギリスにおける一般的な死と安楽死に対する獣医師の態度に関する調査(1988他)

第1回動物の愛護管理のあり方検討会(H16.2)資料4より

質 問 注: 主な質問項目のみを抜粋して掲載		はいと答えた人の割合(%)	
		イギリス	日本
死 生 観 等	人間の死後の世界があると信じますか	43	55
	人間以外の動物に死後の世界があると思いますか	18	47
	人間以外の動物に魂があると思いますか	19	77
	人間以外の動物に意識(自己認識)があると信じますか	74	100
安 楽 死	動物の安楽死を肯定しますか	86	52
	飼主の希望で健康な動物でも安楽死させますか	74	32
	助かる見込みがほとんどない重症の動物が苦しんでいる場合、飼主の承諾なしでも安楽死させますか	88	3
	飼主が望めば助かる見込みがあっても重症の動物を安楽死させますか	91	40

ブルース・フォーグル(獣医師)等により行われた日本とイギリスにおける一般的な死と安楽死に対する獣医師の態度に関する調査(1988他)では、人間以外の動物に魂があると思う人は、日本では77%であるのに対して、イギリスでは19%になっている。また、飼主の希望で健康な動物でも安楽死させる人は、日本では32%であるのに対してイギリスでは74%になっているなど、日本とイギリスの獣医の間には、顕著な差が見られることが明らかにされている。

(ブルース・フォーグル、動物の保護及び管理に関するシンポジウム記録集一人と動物の明日をみつめて、同シンポジウム実行委員会、1989)

動物愛護と動物福祉

日本と西洋の自然観・動物観の違いが
もたらすジレンマを超えて

日本と西洋の自然観と自然保護理念

「自然との共生」

- ✓ あらゆる自然には、命が宿っており、人は自然と共に生きていく。
- ✓ 日本の環境行政のメインの目標。世界にもPR中。



「生物多様性」

- ✓ 生態系、種、遺伝子の多様性は、人間にとって資源価値があるので保全する。
- ✓ 世界の環境行政のメインストリーム(生物多様性条約)

日本の自然観

- ◆ 自然と人間は共生する存在。自然の恵みに感謝し、自然の脅威を受入れ、畏敬する。
- ◆ 自然には命(魂)が宿り、つながりあい、命は循環しあう。
- 人と自然はつながりあっており、境はなく、交感し合う。



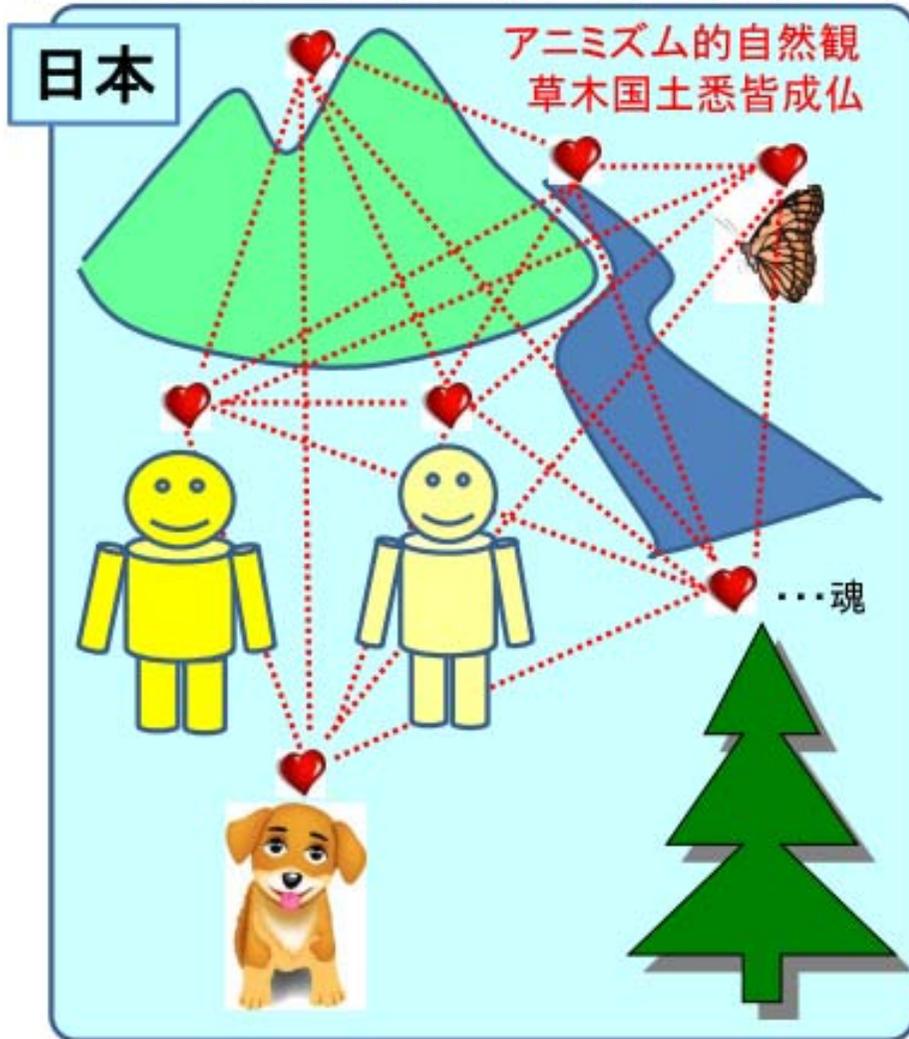
西洋の自然観

- ◆ 自然は、人間に与えられた資源だと捉え、人が管理・支配する対象と捉える。
- ◆ 人間以外の生物に魂はなく、人と自然は別個の存在。
- 人と自然の世界を、人と物(環境)に二分して取扱う。

日本と西洋の違い～魂と環境のとらえ方

- ◆ すべての自然物に魂(仏性)がある。
- ◆ 体と魂は別個に存在し、魂は交感しあう。
- ◆ 人は他の生物と入り混ざった存在の一つ。

- ◆ 魂があるのは人のみ。動物は感受性ある物。
- ◆ 魂は肉体に宿り、個体ごとに独立。
- ◆ 人と人以外(物・環境)に二分する世界観。



日本と西洋の違い～魂と環境のとらえ方

日本

草木国土悉皆成仏

草木や国土のような心のないものであって、みんな仏性を持っているので、成仏するという考え方。インド仏教にはなく、日本で流行。

「苦海浄土」(石牟礼道子著)が示す世界

著者が属している世界を渡辺京二氏が解説「その世界とは生きとし生けるものが照応し交感していた世界であって、そこでは人間は他の生命と入り混じった一つの存在にすぎなかった。」

「このような世界、いわば近代以前の自然と意識が統一された世界は、石牟礼氏が作家として外からのぞき込んだ世界ではなく、彼女自身生まれたときから属している世界、言い換えれば彼女の存在そのものであった。」

日本人の自然観を表す様々な言葉

八百万の神、一寸の虫にも五分の魂、共生、いただきます、針供養、廁神、地鎮祭 等

西洋

キリスト教(創世記6日目)

神は神に似せて人を造り、「人に海の魚、空の鳥、家畜、大地の全ての獣と、大地を這う全てのものをおさめさせよう」

デカルトの「動物機械論」(方法序説)

動物は内燃機関を持つ一つの自動機械。動物は判断能力のある会話をすることはできず、魂はない。

唯物論 → 近代自然科学に大きく影響

精神、心などの根底には物質があるとする考え方。魂は、物質である肉体を離れて存在できない。一元論。

「人」と「物」の二元法 → 近代法の根幹

権利の主体としての「人」と権利の客体としての「物」。人と環境(自然)を区分。

近年 ドイツ:動物は「物ではない」

EU:動物は「感受性あるもの」

日本と西洋の違い～自然観と人々の態度

	日本	欧米等
環境行政でのキーワード	自然との共生	生物多様性 の保全と持続可能な利用／ 生態系サービス
人と自然との関わり(哲学、基本理念等)	自然は共に生きる存在 自然は恵みと同時に災害をもたらす畏怖の対象。 あらゆるものに命(魂)があり、命はつながりあっている。	自然は人間のための資源 神が人間の資源として与えた被造物であり、人間が管理・支配するもの。 人間以外は魂を有しない。
宗教的背景と科学的視点	神道 八百万の神。 仏教 草木国土悉皆成仏。 根底には、アニミズム的思想。科学は未発達で輸入品。	アニミズムを徹底的に否定。 人と物を区別し、唯物論から近代科学が発達。法思想もベースは同じで科学と親和性。
生物多様性概念の受入れやすさ	理解しにくい(ただし、自然が多様であることは当たり前)	自然は資源という西洋の自然観に根ざし、理解しやすい
自然保護にあたって人々が取る態度	自然と人間は対等なのだから、 自然を守ることとは何もしないこと (少ない予算人員)	Nature Resource Management 自然は人間が管理すべき財産、 十分な管理体制を確保

日本と西洋の違い～ペットと人の関わりの歴史

日本

日本犬は、古代犬（狼に近い）
→地域隔離で犬種が誕生。

「仔犬から飼わないと懐かない」
→最初の飼い主に懐く傾向

犬が噛むのは当たり前
→野生に近いまま共生の歴史

犬を飼うとは、「散歩と餌やり」
→もともと放し飼いが基本

犬は共に生きる存在
→里犬（村里で養う）、無主の犬

西洋

洋犬は、用途別に作られた犬種
→品種改良の歴史（多くの淘汰）

仔犬から飼うことに拘らない
→新たな飼い主にも懐きやすい

人間に危害を与える犬はNG
→飼い主に従順に品種改良

犬を飼うとは、しっかりした管理
→他者に迷惑をかけないこと

犬は人が管理するもの
→犬には必ず特定の飼い主あり

「ペットとしての動物」と「飼い主としての人間」は、**共進化？**

日本人とヨーロッパ人の動物観

変身の形態	日本昔話記録	グリム童話集
人間→動物	<ul style="list-style-type: none"> 形態は、昇華態が多い。 完全に動物化。 媒介者の強制なしに人間が動物に変身。 	<ul style="list-style-type: none"> 形態は、疎外態が多い 動物は表面的で、本質は人間。 媒介者の強制(魔女等の魔法)によって動物に変身。(物語の最後で人間に戻る。)
動物→人間	<ul style="list-style-type: none"> 人間→動物よりはるかに多い。 完全に人間化。(人間との交情は、しばしば細やかで美しい。) 家畜や食用になる野生ほ乳類は例外を除き、人に変身しない。 	(例は非常に少ない)
動物から人間への変身に違いがある要因	<ul style="list-style-type: none"> 非ヨーロッパ民族に共通の特徴。 動物神は衰弱しつつも完全には駆逐されず、一部は神使として、人とほぼ対等の地位を確保。 神使化されなかった動物もこれに準じる待遇を受けた。 人間と動物の連続性の意識は絶対的なものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> かつては神性をもった動物を信仰していた。 キリスト教の専一支配の下では、土着の動物神は完全に制服され、悪魔としてのみ生き残った。 否定的に評価された動物が、人間の集団に入り込み、対等に交際することはできなかった。

日本と西洋の違い～動物の「命」の考え方

	日本	西洋
動物の呼称	命あるもの	Sentient beings (意識あるもの、感受性のあるもの)
動物の捉え方(動物観)	共に生きる命 (命はつながり、循環する)／犬畜生／家族	神が人間の資源として与えた(管理・支配すべき)物 ／家族
動物の品種改良	品種改良は行わず 、地域隔離で品種形成。 不妊去勢の習慣なし。	あらゆる動物種で 活発な品種改良 。 不妊去勢や淘汰は一般的。
動物への配慮のあり方	生きていることを優先し 、殺すことを避ける思想	苦痛を与えないことを優先するが 、生殺与奪は人間次第
法律での配慮の反映	生かし続けることを飼い主や事業者に求める (24年改正) (終生飼養の義務づけ等)	苦痛を与えない飼い方と殺し方を求める (終生飼養の記述はない)
飼い主が飼いきれなくなったら	譲渡の努力 ／行政で引取り(譲渡or殺処分)／放生(遺棄)	動物病院で安楽殺 ／民間シェルターで引取り(譲渡)
法律での主な対象動物	犬猫等の 家庭動物、展示動物 ＜終生飼養が前提のもの＞	産業動物、実験動物、家庭動物、展示動物 、(野生動物)
動物を処分した後の措置	供養する (様々な施設で慰霊碑があり、慰霊祭を実施)	供養の文化なし (殺すときにできる限り、苦痛を与えない。)

日本の視点 「動物供養・動物慰霊」

- ◆命を奪った動物に対する供養や慰霊の習慣は、日本の特徴。
- ◆狩猟者や飼い主だけでなく、大学の獣医学部、動物実験施設など近代科学の最先端の機関においても実施されている。

日本人の人間と動物との間に働く倫理観 「供養の倫理」

- ✓ 相手(動物)の犠牲に対して、感謝し、その犠牲を無駄にしないことを誓う。
(勿体ない、一物全体)
- ✓ 「いただきます」とは、命をいただくことへの感謝の念(今の命だけでなく、将来の命も)。
- ✓ 動物が活着ている間や命を奪う際の苦痛の排除(動物福祉)とは異なる倫理。



犬猫の墓(東覚寺)



鳥獣魂碑
(奄美野生生物保護センター)

Animal Welfare 西洋の視点 「動物福祉—5つの自由」

イギリスでの理念構築

1964年 ルース・ハリソン「アニマル・マシーン」

1965年 英政府ブランベル・レポート「ブランベル5つの自由」

1966年 農業用動物福祉助言委員会

1968年 農業法改正(家畜への苦痛を与える行為を禁止)

1979年 農用動物福祉審議会 (Farm Animal Welfare Council)

① 飢えと渇き及び栄養不良からの自由、② 適切な快適さと避難場所、③ 傷害と病気の予防及び迅速な診断と治療、④ 正常行動様式のほとんどもを表現できる自由、⑤ 恐怖からの自由

1992年 現在の「5つの自由」が確立

イギリスから世界へ

1998年 EU指令(アニマルウェルフェアはEUの基本価値の一つ)

2005年～OIE輸送・と畜ガイドライン他

2011年 日本(畜産技術協会が家畜の飼養管理指針策定)等

飢え・渇きからの自由

Freedom from Hunger and Thirst

動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。



痛み・負傷・病気からの自由

Freedom from Pain, Injury or Disease

ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。



不快からの自由

Freedom from Discomfort

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。



5つの自由

The Five Freedoms for Animal

本来の行動がとれる自由

Freedom from behave normally

飼い主は、それぞれの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。



恐怖・抑圧からの自由

Freedom from Fear and Distress

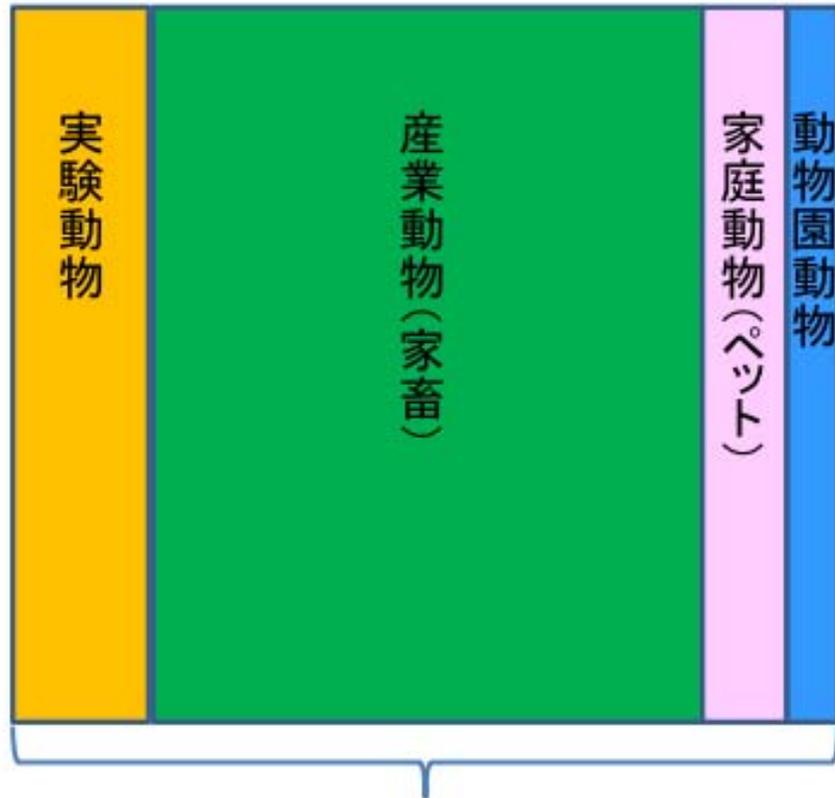
飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。



- 「動物の苦痛という部分」に注目し、それを科学的に捉えることで、「苦痛の原因」を特定し、それを規制することでアニマルウェルフェア問題を解決しようとした。」(佐藤衆介「アニマルウェルフェア」より)
- 家畜から実験動物、動物園動物、ペットへと対象が広がる。

西洋では産業動物が動物福祉の基盤

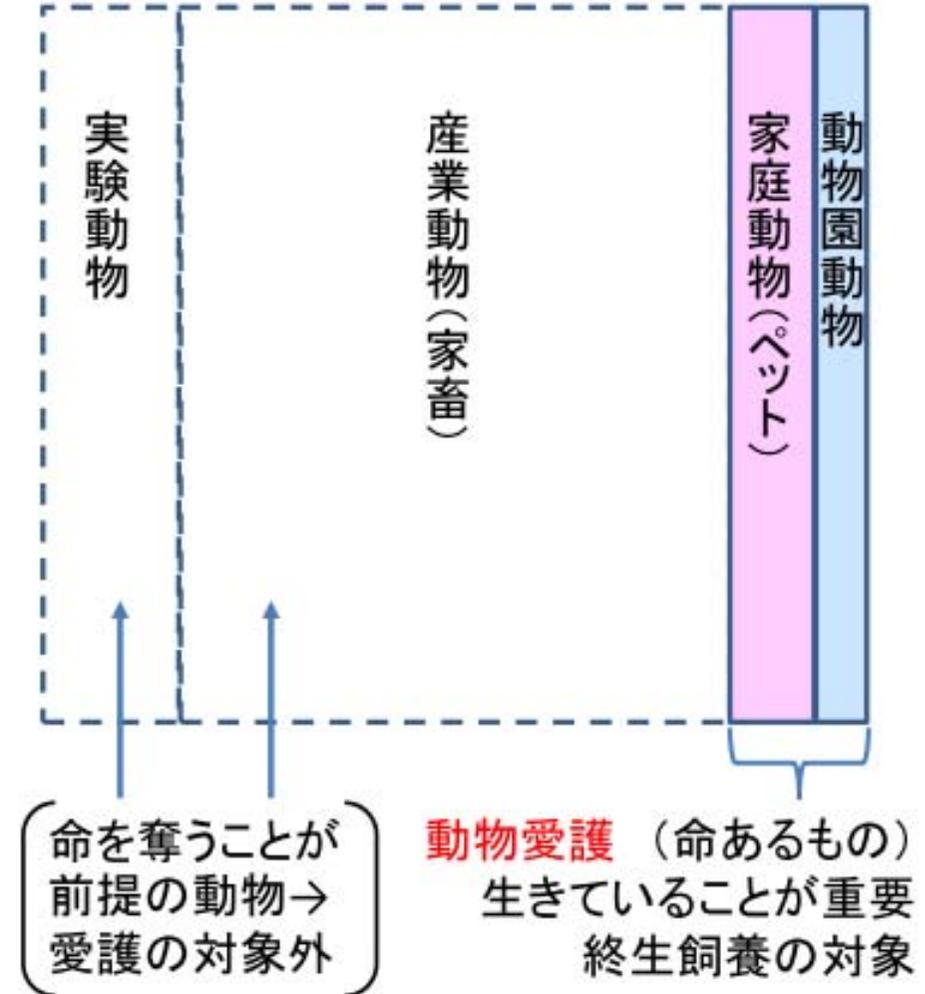
西洋諸国



動物福祉 (sentient beings (意識あるもの))
生きている間の苦痛を取り除くことが優先
命を奪うことは厭わない(動物は人間の資源)

動物福祉の規制は、消費者保護の観点から

日本



命を奪うことが
前提の動物→
愛護の対象外

動物愛護 (命あるもの)
生きていることが重要
終生飼養の対象

動物愛護の規制は、公序良俗の観点から

家畜のアニマルウェルフェアとは

国際獣疫事務局(OIE)のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

○「動物がその生活している環境にうまく対応している態様」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
 - 家畜のていねいな取扱い
 - 良質な飼料や水の給与
- 等

適正な飼養管理

家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

家畜の健康の維持

安全な畜産物の生産と
生産性の向上

「5つの自由」とは、

- ① 飢餓と渇きからの自由、
- ② 苦痛、傷害又は疾病からの自由、
- ③ 恐怖及び苦悩からの自由、
- ④ 物理的、熱の不快感からの自由、
- ⑤ 正常な行動ができる自由

動物愛護と動物福祉のジレンマを超えて

日本の自然観(アニミズム、あらゆるものに魂宿る)

↓
動物は「命あるもの」

↓
生きていることに意義

↓
動物愛護

- 法律
- 科学

動物愛護
管理行政

寛容さ

このジレンマを乗り越えるため、私たちに必要な態度は何か？

Animal Welfare

動物福祉

ジレンマ？

苦痛を与えないことに意義

Sentient Beings

動物は「感受性のあるもの」

西洋の自然観(人と物の2分法)

社会的規範としての動物愛護管理の考え方

動物愛護管理の基本的考え方(動物愛護管理基本方針より)

- ✓ 国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別。
- ✓ 個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべき。
- ✓ しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。
- ✓ 動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要。

社会的規範としての動物の愛護と管理の考え方の形成が必要

万人に共通して適用すべきは、**普遍性及び客観性の高いもの**

我が国の風土や社会の実情を踏まえたもの

動物愛護管理の課題の検討にあたって必要な視点

普遍性及び客観性の高いもの

科学

- ✓ 科学は判断の尺度を提供(科学の役割は判断にあたっての助言)
- ✓ データの評価(価値付け)
- ✓ アニマルウェルフェアは科学が基盤(苦痛の要因を科学的に把握)

法律

- ✓ 憲法、刑法等との整合性(近代法は人と人以外に二分(動物は物))
- ✓ 保護法益と規制のバランス
- ✓ ナショナルミニマムと地方自治
- ✓ 刑法の謙抑性 等

我が国の風土や社会の実情を踏まえたもの

道徳、倫理、生命観、動物観

- ✓ 「動物は命あるもの」という動物観
- ✓ 殺処分への忌避感覚と終生飼養
- ✓ 動物愛護とアニマルウェルフェアの違い(日本と西洋で異なる動物観)
- ✓ 道徳、倫理と法律の違いの理解

生活、経済

- ✓ 安全な国民生活の確保(公衆衛生確保、人の生命・身体・財産や生活環境の被害の防止)
- ✓ 限られた行政資源(予算、人員等)
- ✓ 事業者の生業の維持 等

人と動物が共生する社会の実現に向けた取組

現在の動物愛護管理行政(負の状態解消の取組み)

法律中心
の取組

- ◆ 不必要な殺処分ゼロに向けた取組
- ◆ 動物取扱業の適正化(8週齢、マイクロチップ、飼養管理基準検討)
- ◆ 虐待・遺棄防止等 等

今後、必要なこと

「人と動物が共生する社会の実現」に向けた取組

法律を超
えた社会
的な取組

- ① 目指すべき社会の「将来ビジョン」の明確化
- ② 人と動物の関わりの方の哲学(動物観)の整理、動物の愛護と管理の基本的考え方の構築(日本に適したアニマルウェルフェアの考え方の構築)
- ③ 人(飼い主)に注目した施策への転換
 - ・One Welfare(社会福祉施策と連携した飼い主対策(人間福祉の向上))
 - ・大規模災害への備え(自助が基本、日頃からの適正飼養の徹底)
 - ・消費者保護+飼い主の意識改革(小さい犬好みの是正等) 等
- ④ ペット産業や民間シェルター等の持続的な発展(健全経営の確保)
- ⑤ これらの検討の前提としての正確な情報(科学的知見等)の把握と共有 等

アニマルウェルフェア(Animal Welfare)とは何か

- 法第2条第2項の基本原則は、いわゆるアニマルウェルフェアの状況を把握する上で役立つ指針とされている5つの自由(飢え・渇きからの自由、不快からの自由、けが・病気からの自由、通常の行動を可能とする自由、恐怖からの自由)(OIEアニマルウェルフェアに関する勧告)を確保することが必要との趣旨を取り入れた規定とされている。
- グローバル化や貿易その他の国際ルールの形成に伴い、アニマルウェルフェアの概念が、様々な解釈のもと、日本においても浸透しつつある。このような中で、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて、正確な理解がないまま普及した場合、社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成・普及に支障をもたらすおそれがある。その歴史、理念、制度、運用等に加え、その背景となった考え方等を踏まえて、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて正確な理解が必要ではないか。その上で、アニマルウェルフェアに係る課題及び留意点について整理すべきではないか。

※(基本原則)

第2条 (略)

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

御静聴ありがとうございました

本スライドは、講義プレゼン用に作成したものであり、環境省として内容をオーソライズしたものではありません。スライドの内容を利用される場合は、各自で改めて文献を確認願います。

<引用・参考文献等>

- ◆ 第1回動物の愛護管理のあり方検討会(H16.2)資料4 2004 環境省
- ◆ 第44回動物愛護部会(H29.3)資料1~4 2017 環境省
- ◆ 第45回動物愛護部会(H29.8)資料2-3 2017 環境省
- ◆ 「アニマルウェルフェア」佐藤衆介著 2005 東京大学出版会
- ◆ 「日本の動物法」青木人志著 2009 東京大学出版会
- ◆ 「動物福祉の現在」上野吉一・武田庄平編著 2015 農林統計出版
- ◆ 2013年ペット関連市場マーケティング総覧 2013 富士経済
- ◆ 「動物愛護管理行政事務提要(平成28年度版)」環境省 2016
- ◆ 「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」国立国会図書館 2014
- ◆ 「注釈特別刑法第五巻経済法編Ⅱ」伊藤榮樹、小野慶二、荘子邦雄 1986 立花書房
- ◆ 「日本獣医師会雑誌 69巻 論説(356~359ページ)」則久雅司 2016 日本獣医師会
- ◆ 「生物多様性鹿児島県戦略」鹿児島県 2014
- ◆ エプタvol.71「犬猫馬」2015 ヒノキ新薬株式会社
- ◆ 「義犬華丸ものがたり」小佐々学監修 2016 長崎文献社
- ◆ 「日本の犬」菊水健史、永澤美保、外池亜紀子、黒井眞器著 2015 東京大学出版会
- ◆ 「日本人の動物観 変身譚の歴史」中村禎里著 2006(1984) ビンゲ・ネット・プレス
- ◆ 「日本人の動物観 人と動物の関係史」石田戠、濱野佐代子、花園誠、瀬戸口明久著 2013 東京大学出版会
- ◆ 「日本文化論」梅原猛 1976 講談社
- ◆ 「人類哲学序説」梅原猛 2013 岩波新書
- ◆ 「比較文化論の試み」山本七平著 1976 講談社
- ◆ 「死を思えば生が見える」山折哲雄著 PHP研究所 2015
- ◆ 「新装版 苦海浄土 わが水俣病」石牟礼道子 2004 講談社文庫
- ◆ 「生物学の歴史」アイザック・アシモフ著 太田次郎翻訳 2014 講談社学術文庫
- ◆ 「草木成仏の思想 安然と日本人の自然観」末木文美士著 2015 サンガ
- ◆ 「動物のいのちを考える」高槻成紀編著 2015 朔北社
- ◆ 「日本の動物政策」打越綾子 2016 ナカニシヤ出版
- ◆ 「逝きし世の面影」渡辺京二著 2005 平凡社ライブラリー
- ◆ 「徳川がつくった先進国日本」磯田道史 2017 文藝春秋
- ◆ 「ヒトと動物の関係学 第1巻 動物観と表象」編集委員：林良博、森裕司、秋篠宮文仁、池谷和信、奥野卓司 2009 岩波書店
- ◆ 「犬の伊勢参り」仁科邦男著 2013 平凡社
- ◆ 「犬たちの明治維新 ポチの誕生」仁科邦男著 2017 草思社
- ◆ 「専門基礎分野 動物行動学」全国動物保健看護系大学協会カリキュラム検討委員会編 2014 インターズー
- ◆ 「平成27年度全国犬猫飼育実態調査」2015 一般社団法人ペットフード協会
- ◆ 「英国2006年動物福祉法の分析」箕輪さくら 2017 『自治研究』第93巻第7号、第8号